




## 広報

# さんごうぜき

時代とともに 地域とともに 三郷堰農業用水 SINCE1920

2023年(令和5年)7月1日発行 第101号

 **水土里ネット三郷堰**

(三郷堰土地改良区)

〒994-0073 山形県天童市大字寺津 1410

TEL.023-653-3332 FAX.023-654-8531

Mail.midori@sangozeki.or.jp(代表)



一級河川須川に架かる三郷堰水管橋 (最上川との合流部付近、真っ赤なランガー橋5径間)

### 主な内容

- ・理事長挨拶
- ・令和5年度予算
- ・令和5年度賦課金
- ・三郷堰地域水神祭
- ・事業計画 他
- ・国土強靱化の取組
- ・お知らせとお願い

### 土地改良区の概要

(令和5年4月1日現在)

受益面積 491ha

組合員数 923人





# 初動体制と災害への心構えを再認識

三郷堰土地改良区理事長 長瀬正宏



春らしい陽気に桜の芽も膨らみはじめ、春の訪れを日に日に感じております。

皆様方には日頃より、三郷堰土地改良区全般にわたりご指導ご協力をいただき、心から厚く御礼申し上げます。

本日は、年度末のお忙しい中、土地改良功労者として、長らく三郷堰の運営にご尽力いただきました前事務局長の佐藤功様には、ご出席いただき誠にありがとうございます。これまでの功績に厚く御礼申し上げます。今もこうして三郷堰が百年を超えて地域を潤しているのは、数多くの先人の方たちの和の結晶として、成り立っているものと深く感謝申し上げます。

佐藤功様には、これからもみさと田園空間クリエーターズの代表理事専務として、より一層のご尽力をいただきたいと思っておりますので、引き続き三郷堰地域発展のためご指導よろしくお願いたします。

さて、いまだ終息をみせない

新型コロナウイルス感染症に加え、ロシアのウクライナ侵攻を始めたこと、国際情勢による原油や資材価格、電気代の高騰によりまして、コストの上昇のほか農業水利施設の維持管理費用の増大など、大きな課題に直面しています。

令和四年度は農業水利施設に係る電気料高騰対策として、国・県の交付金・補助金の活用を図り、土地改良区運営にとっても大きな成果となりましたが、令和五年度の状況においては更なる値上げが予想され、関係機関と連携を図りながら、節電節水に取り組みより一層の経費抑制に取り組んで参ります。

また、令和四年八月の記録的な豪雨災害をはじめ、自然災害は激甚化・頻発化しており、県内のいたるところで、農地・農業水利施設に甚大な被害が発生しております。

当改良区におきましては、最上川の異常出水により、揚水機場への被害が再び発生することが懸念されたところで、大事には至らず、安堵いたしました。日頃からの初動体制と災害への心構えを再認識したところです。再度災害防止のための組織体制の見直しを行い、防災減災体制の再構築を進めて参ります。



令和4年度通常総代会の様子

本日提案する案件は、令和五年度の事業計画や予算に関することです。感染拡大防止のため、より短時間に総代会を進められるようご協力をお願いしご審議いただきご決議くださるようお願い申し上げます。ご参集いただきました総代皆様の益々のご活躍、ご健勝をお祈り申し上げます。

(令和四年度通常総代会理事長 挨拶より)

## 通常総代会 提出議案

- 報告第3号 令和4年度第2回定例監査報告（総括監事報告）
- 承認第7号 新規土地改良事業の実施とこれに伴う令和4年度事業計画の一部変更について
- 議 第2号 令和4年度第4回収支補正予算について
- 報告第4号 令和4年度中山町長崎地区災害復旧事業の進捗状況について
- 議 第3号 令和5年度事業計画について
- 議 第4号 令和5年度収支予算について
- 議 第5号 令和5年度賦課金並びにその徴収方法について
- 議 第6号 令和5年度農地転用等地区除外に伴う決済金並びにその徴収方法について
- 議 第7号 令和5年度一時借入れについて
- 報告第5号 滞納処分の実施について



議長の秋保肇総代

# 令和 5 年度事業計画・会計予算など決まる

令和5年3月11日(土)天童市立寺津公民館集会室において、令和4年度通常総代会を開催いたしました。議長に蔵増地区総代 秋保肇氏を選任し、令和5年度の事業計画と収支会計予算について満場一致で可決決定されました。

## 収 支 会 計 予 算 書

(収入の部)		(単位 円)	
科目	本年度予算	科目	本年度予算
1,土地改良事業収入	48,885,000	12,特定資産取崩収入	42,950,000
2,附帯事業収入	1,736,000	13,固定資産売却収入	0
3,基本財産運用収入	10,000	14,出資金返還収入	0
4,特定資産運用収入	11,000	15,差入保証金回収収入	0
5,補助金等収入	5,100,000	16,交付換地清算金収入	0
6,交付金収入	0	17,徴収換地清算金収入	0
7,寄付金収入	0	18,他会計貸付金回収収入	0
8,業務受託料収入	0	19,他会計借入金借入収入	0
9,雑収入	4,000	20,他会計繰入金	0
10,借入金収入	0	21,繰越金	1,000,000
11,基本財産取崩収入	0	<b>収入合計</b>	<b>99,696,000</b>

(支出の部)		(単位 円)	
科目	本年度予算	科目	本年度予算
1,土地改良事業費支出	46,649,000	13,支払換地清算金支出	0
2,附帯事業費支出	0	14,納付換地清算金支出	0
3,一般管理費支出	32,019,000	15,基本財産積立支出	9,000
4,土地改良事業負担金支出	0	16,特定資産積立支出	3,967,000
5,借入金返済支出	10,295,000	17,雑支出	0
6,支払利息	1,873,000	18,他会計貸付金貸付支出	0
7,固定資産取得支出	0	19,他会計借入金返済支出	0
8,土地改良施設建設仮勘定取得支出	0	20,他会計繰出額	0
9,附帯事業施設建設仮勘定取得支出	0	21,繰越金	0
10,建設仮勘定取得支出	0	22,予備費	4,884,000
11,出資金取得支出	0	<b>支出合計</b>	<b>99,696,000</b>
12,差入保証金差入支出	0		

# 令和5年度 土地改良区賦課金

賦課種別		令和5年度	令和4年度	比較増減	対象面積	付記
一般賦課金 (経常賦課金)	一般管理費	4,000円	4,000円	0円	491.62ha	永年含
	維持管理費	3,500円	3,500円	0円	488.8ha	ほ場管理含
小計		7,500円	7,500円	0円		
特別賦課金	償還整備費	2,500円	2,500円	0円	488.8ha	
小計		2,500円	2,500円	0円		
総計		10,000円	10,000円	0円		

賦課納期限 第1期 7月31日 第2期 9月29日 第3期 11月30日

口座振替は7月26日・9月26日・11月27日が振替日です。前日まで口座残高の確認をお願いします。

## 令和5年度 農地転用等地区除外に伴う決済金及び徴収について

決済金の額及び決済の範囲 **10a当たり 227,874円～599,670円**

1 土地改良区が徴収すべき金銭の額 (次の該当分の合計)

- (1) 賦課金等 ア 未納入賦課金等 ~ 該当する額 イ 特別徴収金 ~ 該当する額
- (2) 償還金等

償還金名	10a単価	対象面積
H 1 0 災害復旧事業費	53円	全地区 491.66ha
H 1 4 災害復旧事業費	1,013円	全地区 491.66ha
県営農業水利施設保全対策事業	2,238円	全地区 491.66ha
新農業水利システム保全対策事業	7,488円	全地区 491.66ha
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業費	18,706円	全地区 491.66ha
合計	29,498円	

(3) 土地改良区営土地改良事業に係る事業費 (後年度負担相当額)

ア 維持管理事業以外の事業 ~ 該当事業なし イ 維持管理事業に係るもの ~ 下記により算出  
(決済年度以降に係る土地改良施設の維持管理費) (施設の標準耐用年数 30年分)

土地改良区営土地改良事業に係る事業費	10a単価	対象面積
決済年度以降に係る土地改良施設の維持管理費	599,670円	全地区
県営ほ場整備事業区域外に係る土地の維持管理費	227,874円	491.66ha

**H元年～R03年の維持管理費(決算) 平均 10a当り 19,989円×30ヶ年分 =599,670円**

※ 県営ほ場整備事業区域外に係る土地については、維持管理事業決済金 **10a当り 227,874円**

- (4) 県営土地改良事業に係る分担金 該当事業なし

2 土地改良区が支払うべき金銭の額 ~ 過誤納賦課金等該当金額

**決済基準地積** 令和5年4月1日現在の土地原簿記載面積により決済する。

**徴収期限等** 農地転用等地区除外申請の許可のあった日から10日以内に徴収するものとする。ただし、公共事業等の徴収時期については、理事会で別に定める。

**徴収方法** 三郷堰土地改良区理事長の発行する決済金納入通知書により徴収する。



# 令和5年度三郷堰地域水神祭



三郷堰土地改良区理事長による御祈禱

五月九日（火）、令和5年度三郷堰地域水神祭並びに通水現地観測会が行われました。今年は三年ぶりに、山形県村山総合支庁産業経済部長様をはじめ、農林技監兼農村計画課長様など多数の関係機関の来賓の方々からご参加いただき、開催いたしました。天候にも恵まれ、快晴の中、土地改良区事務所敷地内にある水神様に、今年一年無事に三郷堰の大地を潤すことが出来る事を願い、理事長が神事を執り行い御祈禱いたしました。近年頻発する豪雨による増水がないことも願いながら…。

その後、管内に通水を行い、現地観測会を水系単位に班編成をして観測を行い、水路のゴミなどを取り除きながら、管内全ての水路を確認しました。



ゲート操作による水量調整及びゴミの除去



開会行事の様子（事務所敷地内にて）

## 三郷堰通水現地観測会



# 土地改良区からのお知らせとお願い

このような時は必ず手続きをお願いします！

公共機関（農業委員会・法務局等）で手続きを行っても、土地改良区への届出がなければ、土地原簿や組合員名簿は変更されません。届出がなければ従来の組合員への賦課となりますので、ご注意ください。

- 組合資格の変更があったとき**（資格得喪通知）
- ・農地の移動（売買、貸借権、贈与、交換等）
  - ・死亡または経営移譲による名義変更
  - ・住所の変更
  - ・賦課金口座依頼や振替名義人及び口座番号の変更

## 滞納賦課金は新資格者が負担

農地の移動（売買・貸借等）において、その土地に滞納賦課金がある場合は、土地改良法の規定により新資格者に滞納賦課金が承継され支払わなければなりませんのでご注意ください。

- 農地を転用（農地以外）する場合**（地区除外申請書）
- ・農地を宅地等に転用する場合や地目の変更
  - ・公共事業等により農地が買収された場合。

※農地転用の際は、必要書類の提出および決済金の納付が必要となります。（公共事業買収も同様）

## 地区除外決済金とは？

農地転用や公共事業による売買で、地区除外される場合は、決済金の納付が必要となります。

これは、残された組合員の方が将来過重負担にならないように土地改良法第42条及び地区除外処理規程により、事業負担金及び長期負債借入金ならびに施設の維持管理費の負担額を一括して納入していただくものです。賦課金と同様の扱いとなり、決済金を納入してはじめて地区から除外されます。

## **土地改良施設を使用する時（土地改良施設他目的使用承認申請書）**

- ・土地改良施設用地を出入り口等他目的に使用する場合（水路を横断しての進入路）
- ・水路への雨水排水（公共事業以外）や合併浄化槽処理水の放流など

※土地改良施設（用排水路・農道）を他の目的で使用する場合は、事前に協議・申請し許可後、使用料を納付してから使用することになります。

## 滞納処分（財産差押）について

賦課金の滞納は、土地改良法に基づき地方税同様国税徴収法に準じて、県知事の認可を受けて理事が処分執行することになります。滞納者には、通知、電話連絡、戸別訪問等を行い、納入の督促をしておりますが、それでも納入が難しい場合は、財産の差押えに踏み切っております。期限まで納付が難しい場合は、土地改良区事務所にご相談ください。

## **賦課金の自動口座振替をご検討ください**

賦課金を直接持参で納付されている組合員の皆様は、便利な口座振替への切替をご検討ください。納付のために三郷堰土地改良区や金融機関に足を運ぶ手間が省けるうえ納め忘れがなくなり、大変便利で安心です。申込をご希望の方は、三郷堰土地改良区事務所までご連絡ください。